



# 島根県報

平成16年12月24日 (金)  
 第 1,636 号  
 (毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

規 則		
島根県行政組織規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
告 示		
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	(健康福祉総務課)	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	( " )	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	( " )	3
農業振興地域の指定の一部改正	(農 業 経 営 課)	3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	4
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(経 営 支 援 課)	5
労働委員会委員の推せん方法の一部改正	(労 働 政 策 課)	6
島根県個別労働関係紛争のあっせん等に関する要綱の一部改正	( " )	6
道路の供用開始	(道 路 維 持 課)	6
公 告		
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 ( 2 件 )	(環境生活総務課)	7
肥料の登録の更新	(生 産 振 興 課)	8
島根県立三刀屋高等学校マルチメディア語学演習支援システム一式に係る一般競争入札の実施	(教 育 施 設 課)	8
選管告示		
漁業法に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数		10
人委規則		
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則		10
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		10
最高号級を超える給料月給を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則		13
公安規則		
市町村合併に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則	(警 察 本 部)	13
正 誤		
平成16年 9 月28日付け島根県報第1,611号中	(建 築 住 宅 課)	14
平成16年10月29日付け島根県報第1,620号中	( " )	14

### 公布された条例等のあらまし

島根県行政組織規則の一部を改正する規則 ( 規則第103号 )

1 規則の概要

平成17年 1 月 1 日における飯石郡頓原町及び同郡赤来町の合併による飯南町の設置に伴い、位置に係る町の名称を改正することとした。

2 施行期日

平成17年1月1日から施行することとした。

## 規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第103号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成15年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「飯石郡赤来町」を「飯石郡飯南町」に改める。

第85条第5項の表木次土木建築事務所工務部の項位置の欄中「飯石郡頓原町」を「飯石郡飯南町」に改める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第1,255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後		
石本皮ふ科医院	くにびき診療所ひらた	平田市西平田町62	平成16年 11月1日

### 島根県告示第1,256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町城北町1番地	居宅介護支援事業	西郷在宅介護支援センター	隠岐郡隠岐の島町城北町1番地	平成16年 10月1日

隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町城北町1番地	通所介護	中条デイサービスセンター	隠岐郡隠岐の島町原田390番地3	平成16年10月1日
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町城北町1番地	通所介護	中村デイサービスセンター	隠岐郡隠岐の島町中村森の四1557番地1	平成16年10月1日
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町城北町1番地	通所介護	岬町デイサービスセンター	隠岐郡隠岐の島町岬町中の津の四302番地	平成16年10月1日
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町城北町1番地	訪問看護	隠岐の島町訪問看護ステーション「かがやき」	隠岐郡隠岐の島町城北町1番地	平成16年10月1日
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町城北町1番地	居宅介護支援事業	五箇在宅介護支援センター	隠岐郡隠岐の島町北方901-1	平成16年10月1日
社会福祉法人 六日市町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町大字六日市580番地4	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム「あさくら」	鹿足郡六日市町大字朝倉712番地	平成16年11月7日

島根県告示第1,257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
西郷町	隠岐郡西郷町大字城北町1番地	居宅介護支援事業	西郷在宅介護支援センター	隠岐郡西郷町大字城北町1番地	平成16年9月30日
西郷町	隠岐郡西郷町大字城北町1番地	通所介護	中条デイサービスセンター	隠岐郡西郷町大字原田390番地3	平成16年9月30日
西郷町	隠岐郡西郷町大字城北町1番地	通所介護	中村デイサービスセンター	隠岐郡西郷町大字中村字森の四1557番地1	平成16年9月30日
西郷町	隠岐郡西郷町大字城北町1番地	通所介護	岬町デイサービスセンター	隠岐郡西郷町大字岬町字中の津の四302番地	平成16年9月30日
西郷町	隠岐郡西郷町大字城北町1番地	訪問看護	西郷町訪問看護ステーション かがやき	隠岐郡西郷町大字城北町1番地	平成16年9月30日
五箇村	隠岐郡五箇村大字北方901-1	居宅介護支援事業	五箇村在宅介護支援センター	隠岐郡五箇村大字北方901-1	平成16年9月30日

島根県告示第1,258号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第293号）の一部を次のように改正する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

7 益田地域の項中「平成4年益田市告示第40号」を「平成16年益田市告示第215号」に改める。

島根県告示第1,259号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄田信義

江津市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 田中 増次 江津市波積町本郷273番地 5
- 佐々木康介 江津市二宮町神村409番地
- 千代延正喜 江津市桜江町長谷1878番地 2
- 松原 修二 江津市波積町本郷501番地
- 嘉戸晋太郎 江津市後地町1437番地 1
- 小川 葵 江津市川平町平田イ171番地
- 佐々木秀孝 江津市松川町太田182番地
- 深野 政勝 江津市二宮町神主イ742番地
- 佐々木義明 江津市跡市町584番地
- 小松 満雄 江津市桜江町川越697番地
- 高崎 菊雄 江津市桜江町長谷829番地 1
- 椿 博 江津市桜江町谷住郷2036番地
- 平田 稔 江津市桜江町今田349番地

監事

- 青木 良文 江津市後地町3346番地64
- 村上 孝志 江津市都治町71番地
- 佐々木敏行 江津市桜江町小田175番地 3

2 就任年月日

平成16年12月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 田中 増次 江津市波積町本郷273番地 5
- 佐々木康介 江津市二宮町神村409番地
- 松原 修二 江津市波積町本郷501番地
- 嘉戸晋太郎 江津市後地町1437番地 1
- 笠井 薫 江津市嘉久志町2306番地76
- 小川 葵 江津市川平町平田イ171番地
- 佐々木秀孝 江津市松川町太田182番地
- 森口 敏夫 江津市二宮町神主イ1171番地14
- 深野 政勝 江津市二宮町神主イ742番地
- 深野 正民 江津市敬川町67番地
- 佐々木義明 江津市跡市町584番地

## 監事

青木 良文 江津市後地町3346番地64  
村上 孝志 江津市都治町71番地  
扇元 勝美 江津市有福温泉町本明1099番地

## 島根県告示第1,260号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ1128番地112外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ゆめカード 代表取締役社長 滝本繁 広島県広島市南区京橋町2番22号

## (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 空床

(変更後) 空床部分に以下の者が入店

株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 玉塚元一 山口県山口市大字佐山717-1

イ 変更の年月日

平成16年11月19日

## 2 届出年月日

平成16年12月9日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市企業誘致・振興課（益田市常盤町1番地1号）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載べき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第1,261号

労働委員会委員の推せん方法（昭和35年島根県告示第562号）の一部を次のように改正する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

題名中「推せん」を「推薦」に改める。

表以外の部分中「推せんする」を「推薦する」に改め、第1号の項中「推せんする」を「推薦する」に改め、同項イ中「島根県地方労働委員会」を「島根県労働委員会」に改め、第2号の項中「推せんされる」を「推薦される」に改め、第3号の項中「つど」を「都度」に改め、第4号の項中「地方労働委員会」を「島根県労働委員会」に改める。

別記様式中「島根県地方労働委員会」を「島根県労働委員会」に改める。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

島根県告示第1,262号

島根県個別労働関係紛争のあっせん等に関する要綱（平成13年島根県告示第894号）の一部を次のように改正する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

第10条第2項中「島根県地方労働委員会のあっ旋員に対する費用弁償支給条例」を「島根県労働委員会のあっせん員に対する費用弁償支給条例」に改める。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

島根県告示第1,263号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江鹿島美保関線	八束郡島根町大字野波1873番1地先から同大字5432番2地先まで	メートル 380.00	平成16年 12月27日	松江土木建築事務所	
"	"	八束郡島根町大字野波字七反坪2897番1地先から同大字半田3029番1地先まで	465.00	"		
"	杉戸仁多線	雲南市吉田町上山字上山918番1地先から同字917番1地先まで	189.00	平成16年 12月24日	木次土木建築事務所	
"	川本波多線	邑智郡美郷町久保598番2地先から同町粕淵659番地先まで	976.00	"	川本土木建築事務所	

---

公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年12月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 多伎レディースfig

3 代表者の氏名

錦織恵美子

4 主たる事務所の所在地

簸川郡多伎町大字小田476番地

5 定款に記載された目的

この法人は、多伎町の特産である、いちじくを敬愛し関心のある者が協働協力して郷土の優れた加工技術の伝統を継承し更なる発展へチャレンジして、地域に貢献することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年12月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 コミュニティサポート・ほっとひらた

3 代表者の氏名

飯塚 晃

4 主たる事務所の所在地

平田市平田町2112番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人たちに対してデイサービス事業やスポーツ大会など社会参加などに関する事業を行い、障害を持つ人たちが自立し、地域社会の一員として安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
島肥登第379号	魚かす粉末	7.0魚かす粉末	窒素全量 7.0 りん酸全量 5.0	該当なし	有限会社黒川商店 島根県浜田市港町307番地1	平成23年1月6日
島肥登第396号	混合有機質肥料	混合有機質肥料	窒素全量 3.0 りん酸全量 4.0 加里全量 2.0	公定規格のとおり	株式会社地力の素舎 島根県八束郡玉湯町大字玉造1420番地7	平成19年12月21日

次のとおり一般競争入札に付すので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条の規定に基づき、公告する。

平成16年12月24日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

島根県立三刀屋高等学校マルチメディア語学演習支援システム一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年3月25日（金）

(4) 納入場所

島根県雲南市三刀屋町三刀屋912-2 島根県立三刀屋高等学校

(5) 入札方法

予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積った契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。



## 2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」、中分類「情報処理機器」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していないものでないこと。
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (5) 島根県税を滞納していない者であること。
- (6) システム、ソフトウェア等の使用方法のサポートや障害発生時・部品取替に速やかに対応できるものであること。
- (7) システム導入後の初期技術指導を行うことができるものであること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒690 - 8502 島根県松江市殿町1番地  
島根県分庁舎 島根県教育庁教育施設課(電話0852 - 22 - 6602)
- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法  
平成16年12月24日から平成17年1月6日(ただし、閉庁日(平成16年12月25日、平成16年12月26日及び平成16年12月29日から平成17年1月3日まで)を除く。)までの間、3(1)の場所において交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
日 時 平成17年2月1日(火)午後2時から  
場 所 島根県松江市殿町1番地 島根県分庁舎2階 教育委員室  
その他 郵便による入札は認めない。

## 4 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
入札保証金は、会計規則第61条の2第1項第3号の規定により免除する。
- (3) 契約保証金  
契約保証金は、会計規則第69条の2第1項第7号の規定により免除する。
- (4) 入札書に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札書は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品の納入について、履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。  
再度入札を行った場合でも落札しなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、最低価格入札者と随意契約の交渉を行うものとする。
- (7) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) その他詳細

入札説明書による。

---

## 選挙管理委員会告示

---

島根県選挙管理委員会告示第55号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成16年12月24日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根海区

1,792

隠岐海区

503

---

## 人事委員会規則

---

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第21号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第21条の見出しを「（災害派遣手当等）」に改め、同条第1項中「災害派遣手当」の次に「及び武力攻撃災害等派遣手当」を加え、同条第2項中「災害派遣手当」を「前項に掲げる手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第22号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第8条第1号中「5級」を「4級」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 ( 第 3 条関係 )

職務の級	職 務 の 分 類
1 級	助手
2 級	講師
3 級	助教授
4 級	学長又は教授

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3

大学教育職給料表級別資格基準表

職種	職務の級	1 級	2 級	3 級
	学歴免許			
教授	大学卒			3
			0	9
	短大卒			3
			0	12
助教授	大学卒		6	3
		0	6	9
	短大卒		6	3
		0	9	12
講師	大学卒		6	
		0	6	
	短大卒		6	
		0	9	
助手	大学卒			
		0		
	短大卒	2.5		
		2.5		

別表第 8 を次のように改める。

別表第 8 ( 第 9 条関係 )

大学教育職給料表初任給基準表

職種	学 歴 免 許	初任給
助手	博士課程修了 ( 大学 6 卒後の課程に限る。 )	1 級 11号給
	博士課程修了	1 級 9号給
	博士課程修了 大学 6 卒	1 級 5号給
	大学卒	1 級 2号給

別表第 9 の 2 を次のように改める。

別表第9の2(第16条の2関係)

特定級表

給 料 表	職務の級
大学教育職給料表	2級
高等学校等教育職給料表	3級

別表第9の3を次のように改める。

別表第9の3(第16条の2関係)

特定号給表

給料表 \ 職務の級	1級	2級	3級
	大学教育職給料表	14号給	9号給
高等学校等教育職給料表	13号給	23号給	11号給

別表第11の2の大学教育職給料表の表を次のように改める。

ア 大学教育職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,100円(2号給にあっては9,126円、3号給にあっては9,522円、4号給にあっては9,922円、5号給にあっては10,350円、6号給にあっては10,773円)
2 級	12,600円(1号給にあっては11,371円、2号給にあっては11,952円、3号給にあっては12,523円)
3 級	13,500円(1号給にあっては12,852円)
4 級	16,200円

別表第16の大学教育職給料表の欄中「5級」を「4級」に、「4級」を「3級」に、「3級」を「2級」に、「2級」を「1級」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成17年1月1日から施行する。  
(大学教育職給料表の適用を受ける教育職員の在級年数等に関する経過措置)
- 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成16年島根県条例第73号)附則第2項の規定により同条例の施行の日(以下「施行日」という。)におけるその者の職務の級を定められた教育職員(以下「改正条例附則第2項適用教育職員」という。)に対するこの規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)別表第3の級別資格基準表の適用については、施行日の前日においてその者が属していた職務の級に同日まで引き続き在職していた期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。
- 改正条例附則第2項適用教育職員に係る施行日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格(施行日から平成17年12月31日までの間における新規則第15条の規定によるものに限る。)については、同条第2項中「現に属する職務の級において1年以上」とあるのは、「平成16年12月31日においてその者が属していた職務の級及び県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成16年島根県条例第73号)附則第2項の規定により定められた職務の級に通算1年以上」とする。  
(大学教育職給料表の適用を受ける教育職員の施行日における昇格又は降格の特例)
- 改正条例附則第2項適用教育職員のうち、施行日に昇格又は降格した教育職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる給料月額を施行日の前日に受けていたものとみなして新規則第16条の2又は第16条の3の規定を適用する。

最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第23号

最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則

(給料月額の切替え)

第1条 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成16年島根県条例第73号)附則第2項の規定により同項に規定する新級を決定される教育職員のうち、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において同項に規定する旧級における最高の号給を超える給料月額を受けていた教育職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、施行日の前日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)と同じ額とする。

(期間の通算)

第2条 前条の規定により新給料月額を決定される教育職員に対する施行日以後における最初の県立学校の教育職員の給与に関する条例第11条第3項ただし書の規定又は県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年島根県条例第10号)附則第2項及び第3項の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める教育職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

## 公 安 委 員 会 規 則

市町村合併に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県公安委員会委員長 増 原 久 子

島根県公安委員会規則第13号

市町村合併に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

(交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部改正)

第1条 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則(昭和33年島根県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

本則の表掛合警察署頓原駐在所の項位置の欄中「飯石郡頓原町大字頓原村」を「飯石郡飯南町頓原」に改め、同項所管区の区域の欄中「飯石郡頓原町大字都加賀、頓原町、頓原村」を「飯石郡飯南町都加賀、頓原」に改め、同表掛合警察署志々駐在所の項中「飯石郡頓原町大字八神」を「飯石郡飯南町八神」に改め、同表掛合警察署赤名駐在所の項位置の欄中「飯石郡赤来町大字上赤名」を「飯石郡飯南町上赤名」に改め、同項所管区の区域の欄中「飯石郡赤来町大字赤名」を「飯石郡飯南町赤名」に改め、同表掛合警察署島駐在所の項位置の欄中「飯石郡赤来町大字野萱」を「飯石郡飯南町野萱」に改め、同項所管区の区域の欄中「飯石郡赤来町大字小田」を「飯石郡飯南町小田」に改める。

(島根県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 島根県道路交通法施行細則(昭和55年島根県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表一般国道54号の項中「飯石郡赤来町大字上赤名地内」を「飯石郡飯南町上赤名地内」に改める。

(島根県警備業法施行細則の一部改正)

第3条 島根県警備業法施行細則(昭和58年島根県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「頓原町、赤来町」を「飯南町」に改める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

正

誤

平成16年9月28日付け島根県報第1,611号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から17	関する	係る
11	上から12	関する	係る

平成16年10月29日付け島根県報第1,620号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から22	関する	係る
11	上から8	関する	係る